

# 緊急銃猟対応マニュアル

青森県東北町

令和8年3月

## 目 次

1	はじめに-----	1
	(1) 背景と目的-----	1
	(2) 定義・用語整理-----	1
2	緊急銃猟に備えた平時における事前準備-----	3
	(1) 対応体制の整備-----	3
	(2) 許可権限-----	5
	(3) 連絡体制の構築-----	5
	(4) 捕獲者リストの作成-----	5
	(5) 机上訓練・実地訓練-----	5
	(6) 保険加入-----	6
	(7) 必要な資材・備品の確保-----	6
	(8) 地域住民に対する情報発信-----	8
3	緊急銃猟実施に向けた現場対応-----	9
	(1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ-----	9
	(2) 通報時の対応-----	11
	(3) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定-----	12
	(4) 緊急銃猟の実施-----	13
	(5) 緊急銃猟実施後の対応-----	13
別紙1 緊急時における連絡先リスト		
別紙2 捕獲者リスト		
別紙3 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト		
別紙4 保険の加入状況リスト		
別紙5 緊急銃猟確認チェックリスト		
別紙6 緊急銃猟実施報告様式		

## 1 はじめに

### (1) 背景と目的

近年、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生獣が市街地や住宅地に出没する事例が増加傾向にあり、人身被害の発生が懸念されているほか、地域住民の不安が深刻化している状況にある。従来の狩猟制度や有害鳥獣捕獲制度では、実施区域・期間の制限や手続き上の制約があることから、突発的な出没事案に迅速に対応することが困難であった。このため、地域住民の生命・身体の安全を確保する観点から、緊急的な捕獲体制整備が求められたことから、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「法」という。）」の緊急銃猟制度の創設を内容とする改正がなされ、令和7年9月1日より施行された。

緊急銃猟制度は、危険鳥獣が市街地等の人の日常生活圏に侵入した場合、有害鳥獣捕獲や通常の追い払い等で対応できない状況に即応し、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、銃器を用いて捕獲することを可能とする制度である。

緊急銃猟を実施するには、多数の法令を確認する必要があるほか、関係機関との連携などの迅速さと地域住民の安全確保を両立させることが必要不可欠であり、事前の準備を行っていないと対応は困難を極める。このマニュアルは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「施行令」という。）」第1条に規定される危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合に備えて、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制と準備を整えることを目的とする。

### (2) 定義・用語整理

#### ア 緊急銃猟

危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、法第34条の2に基づいて市町村長が、銃器の使用による人の生命・身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した危険鳥獣の捕獲等を行うこと。

#### イ 有害鳥獣捕獲

学術研究、鳥獣の保護又は管理等の目的で、法第9条に基づき環境大臣又は都道府県知事が許可する捕獲行為。青森県においては、昭和56年に狩猟鳥獣及びダイサギ、サギ、トビ、ドバト、サル（下北半島のニホンザルを除く。）並びに飛行場区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲許可権限を全市町村に移譲している。

#### ウ 緊急捕獲

有害鳥獣捕獲の一部。ツキノワグマ等が住居集合地域等に出没し、人身又は財産に危難が予想され、緊急の捕獲が必要であると認められる場合、原則、市町村は許可権限を有する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を捕獲従事者に速やかに付与し、捕獲を依頼するとともに、警察署及び農林水産事務所等の関係機関に情報を提供することとしている。ただし、ツキノワグマ等による人身被害が現に発生しているか、又は人間の生活域において発生するおそれが極めて高く、猟銃による捕獲以外には生命の危機が回避できない状況にあり、かつ、法第9条に基づく許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察部局と密接に連携・協力し、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項に基づく警察官の命令又は刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする。

エ 捕獲者

緊急銃猟実施に当たり、市町村長から委託等を受けて対象危険鳥獣への銃猟を行う者（射手）。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため「捕獲者」とする。

オ 危険鳥獣

人の日常生活圏に出没した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣。ツキノワグマ、イノシシを指す。

カ 錯誤捕獲

本来捕獲したい鳥獣ではない、別の鳥獣がわなにかかること。

キ 危険猟法

爆発物、劇薬、毒物を使用する捕獲。麻酔薬に使用されることのある塩酸ケタミン等の施用量によっては危険猟法に該当する可能性がある。該当した場合は、麻酔薬の施用量に応じて県知事又は環境大臣の許可が必要。

ク 住居集合地域

200m以内に人家が10軒以上ある場所を示す。ビニールハウスなどは人家に含まない。緊急捕獲の場合、住居集合地域では発砲命令が必要である。

ケ 麻酔銃猟

麻酔薬を用いた銃猟。住居集合地域で行う場合には、麻酔薬の施用量に応じて県知事又は環境大臣の許可が必要となる。

コ 鳥獣被害対策実施隊

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止措置法」という。）に基づき市町村が設置する有害鳥獣捕獲、被害防止対策等の実践活動を行う団体。鳥獣被害防止措置法に基づく事業を実施していない市町村においては、管内における狩猟免許所持者で構成される団体等を指す。

## 2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

### (1) 対応体制の整備

平時から役割の明確化を行うことで、人の生活圏に危険鳥獣が突発的に出没した際にも迅速かつ適切な対応を行うことができる。

想定される必要な役割は以下のとおり。

(表1) 対応者とその役割

対応者	役割
東北町長 (農林水産課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急銃猟の実施の決定</li> <li>県への応援要請</li> <li>錯誤捕獲時等における緊急捕獲許可</li> </ul>
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の指揮</li> <li>住民への注意喚起 (東北町ホームページ・公的 SNS、報道機関投込み、防災無線 等)</li> <li>情報の統括 (報道機関対応等)</li> <li>安全確保 (通行制限、誘導等)</li> <li>出没場所等の管理者・地権者との調整</li> <li>関係機関との連絡体制整備</li> <li>緊急銃猟の実施 (職員の中に捕獲者が存在する場合)</li> <li>記録</li> <li>緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復</li> <li>損失補償</li> <li>捕獲個体の適切な処理</li> </ul>
農林水産課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>パトロール車による注意喚起、広報</li> <li>防災無線による注意喚起、広報</li> <li>地元町会等への注意喚起、広報</li> <li>直接訪問による注意喚起</li> </ul>
学務課 福祉課 商工観光課 社会教育スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管施設等への注意喚起、広報</li> <li>目撃情報を現場周辺の関係施設へ連絡</li> </ul>
東北町鳥獣被害 対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>追い払い</li> <li>捕獲者の推薦</li> <li>出没箇所の調査 (誘因物、移動ルート、ねぐら等)</li> <li>捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な捕獲者のサポートの実施</li> <li>緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復</li> <li>捕獲個体の処理</li> </ul>
捕獲者 (射手)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急銃猟の実施</li> <li>麻醉銃等での捕獲</li> <li>捕獲場所・方法等に関する担当部局への助言等</li> </ul>
七戸町 六ヶ所村	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の境界付近での危険鳥獣出没情報の共有</li> <li>町の境界付近での緊急銃猟実施に関する情報の共有</li> </ul>

野辺地町 六戸町 十和田市 担当部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の境界付近での緊急銃猟実施にあたっての実施体制の共有、事前調整</li> </ul>
七戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保、パトロール</li> <li>・緊急銃猟実施に関する助言等（特に実施場所、射線等）</li> <li>・交通規制に係る人員配置への協力</li> </ul>
東北消防署 上北消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身被害発生時の対応</li> </ul>
県自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの応援要請に応じ、市町村の指揮の下で活動</li> <li>※県の役割は市町村との打合せで個別に調整するほか、別紙2 緊急銃猟実施チェックリスト (p. 17) に基づく進行状況確認及び助言等を想定</li> <li>・緊急捕獲の際の住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（緊急銃猟時の麻酔銃猟は県の許可不要）</li> <li>・県境付近での緊急銃猟の実施にあたっての近隣県への情報共有</li> </ul>
環境省東北地方 環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険猟法（法第36条、劇薬、毒物等使用）使用時の許可</li> </ul>

## (2) 許可権限

緊急銃猟のほか、関連する下記の行為の許可権限は以下のとおりであるため留意すること。

(表2) 許可権限一覧

緊急銃猟	東北町長又は委任済みの場合は農林水産課長
緊急捕獲許可	東北町長（委任事務規則により昭和56年度に委任済み）
有害捕獲許可	東北町長（委任事務規則により昭和56年度に委任済み） ※同一事務所管内で2市町村以上にまたがり許可を出す必要がある場合は、当該市町村を管轄する農林水産事務所長 ※2以上の農林水産事務所で管轄する地域にまたがり許可を出す場合は、県自然保護課長
住居集合地域等の麻酔銃猟許可（緊急捕獲のみ）	県自然保護課長
警察官職務執行法による発砲命令	警察官（発砲命令は警察側の判断で行われ、必ず命令が出されるわけではないため留意すること。） ※併せて緊急捕獲許可も必要

## (3) 連絡体制の構築

体制の整備で明らかにした関係者との連絡体制を構築するため、別紙1「緊急時における連絡先リスト」を作成し、年度ごとに更新すること。平時からの情報共有等を図ること。

## (4) 捕獲者リストの作成

緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者について、予め氏名や住所、連絡先等必要な事項を確認の上、別紙2「捕獲者リスト」を作成し、年度ごとに更新すること。また、平時から法において定められている要件が達成されているか確認しておくこと。

緊急銃猟を実施可能な能力等要件については、別紙3「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を用いて確認を行うこと。

なお、有事の際には、捕獲者リストの第1順位の者から連絡を行い、出動可能な方に依頼すること。2名以上から出動の同意を得ることが望ましい。

## (5) 机上訓練・実地訓練

平時からの準備として、緊急銃猟に関する机上訓練及び実地訓練を実施する。銃猟を行うタイミングや銃猟を行うことができる場所について、関係者間で共通の認識を持つこと、対象鳥獣の生態や習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没時の対応方針等の必要な知識が得られるよう、定期的な研修を年1回以上行う。

ア 机上訓練（例年5月頃、捕獲者（鳥獣被害対策実施隊等）向け研修等と併催）

参加者 …担当部局、実施隊、警察署

内容 …①通報→判断→人員配置→安全確保の流れの確認

②航空写真や住宅地図を用いて机上での避難範囲や安土（ボックス

- トップ)、捕獲位置等の確認  
 ③捕獲者（鳥獣被害対策実施隊等）向け研修（法令確認、安全確保対策、銃器の取り扱い）

イ 実地訓練（例年5月頃）

参加者 …可能な限り関係者全員を招集

内容 …緊急銃猟の実施が想定される河川敷等の現地において、現場の状況や周辺環境を確認しながら、跳弾のおそれのある範囲や通行禁止・制限の措置、地域住民等の避難範囲、マスコミの制御等を実施するエリアを検討。安土等の条件や発砲する際の矢先の確認等を市町村職員と捕獲者、警察等が中心となり確認。

**（6）保険加入**

人の日常生活圏において行う緊急銃猟では、山野における従来の鳥獣捕獲では想定していない器物等への損害が生じる可能性がある。

緊急銃猟により、物損や万一の人身被害が生じた場合には、実施者である市町村が損失を補償・賠償することとなっているため、あらかじめ保険に加入しておくこと。

なお、加入した保険の状況は、別紙4「保険の加入状況リスト」にリスト化し、加入状況を更新する度にリストも更新すること。

**（7）必要な資材・備品の確保**

緊急銃猟対応のほか人の日常生活圏への危険鳥獣の出没に備え、対応に当たる職員等の安全確保に係る資材、関係者間で必要な情報共有や複数の関係者が連絡を取り合いながら安全かつ確実な捕獲を行うための備品を整備する。

（表3） 資材・備品一覧表

種類	備考
捕獲者の証票 （ゼッケン or 腕章）	捕獲者用。町長が実施を指示してから受け渡し、着用させる。（射手2名を想定）
土地の立ち入り用証票（ゼッケン or 腕章）	緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できるものにする必要がある。
無線・トランシーバー （総務課備品）	現場指揮や避難誘導、交通制限の担当者に割り振る。
ヘルメット	捕獲者及びサポート者 ※その他捕獲現場臨場者分あることが好ましい
盾	ツキノワグマ反撃時の捕獲者緊急退避用、サポート者が装備。（捕獲者1名に対して1名のサポート者を想定）
プロテクター	捕獲者及びサポート者の安全確保
クマスプレー（ツキノワグマに有効性のあるもの）	サポート者 ※その他捕獲現場臨場者分あることが好ましい
カメラ・ビデオカメラ	緊急銃猟の様子を撮影し記録。スマホ等でも可。

	※捕獲者が希望した場合等、捕獲者が了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるようにする。
懐中電灯等照明器具	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要
カラーコーン又は通行規制用看板	交通規制時にのみ使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
規制テープ	交通規制時にのみ使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
誘導灯、赤旗等	交通規制時にのみ使用
反射材付きベスト	交通規制時にのみ使用
車両	移動及び通行制限範囲明示用として使用
トラック	緊急銃猟時の足場及び捕獲個体搬出用
土嚢	バックストップ補強等
消石灰	原状回復時に消毒用として使用
緊急銃猟対応マニュアル	
緊急銃猟ガイドライン（環境省作成）	
緊急銃猟確認チェックリスト（別紙2 p. 17）	法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト化したもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に使用
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（別紙1 p. 16）	法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で確認する事項をチェックリスト化
市町村区域内の航空写真、国土地理院地図、住宅地図 等	緊急銃猟実施時における交通制限、退避箇所等の範囲決定のための参考資料

※数量については、全て必要個数とする。

## (8) 地域住民に対する情報発信

緊急銃猟実施にあたり、地域住民の理解が得られるよう、平時から町広報紙等の広報媒体により、環境省資料（緊急銃猟ガイドラインp114）を活用し、緊急銃猟の仕組みや必要性等の周知を行うこと。

【ホームページ掲載周知文章案】

### 緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

#### 緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたツキノワグマ、イノシシの捕獲等を行うことを指します。以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

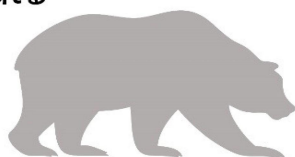
- ① ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



- 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。
- 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。
- 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

#### もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・ツキノワグマから視線をそらさず（動物に背後を向けない）、ゆっくりとその場を離れる
- ・建物・車内へ避難する



#### もし襲われたら



- ・最初の一撃では人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・引き倒されたら首元を守ってうつ伏せ

問い合わせ先

農林水産課  
電話番号：0176-56-3111

※4つの項目を満たすため、交通規制等を実施する場合があります。

ご理解・ご協力を宜しくお願いします。

詳細については下記のリンクをご確認ください。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/doc/guideline.pdf>

(環境省 緊急銃猟ガイドライン)

### 3 緊急銃猟実施に向けた現場対応

#### (1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ

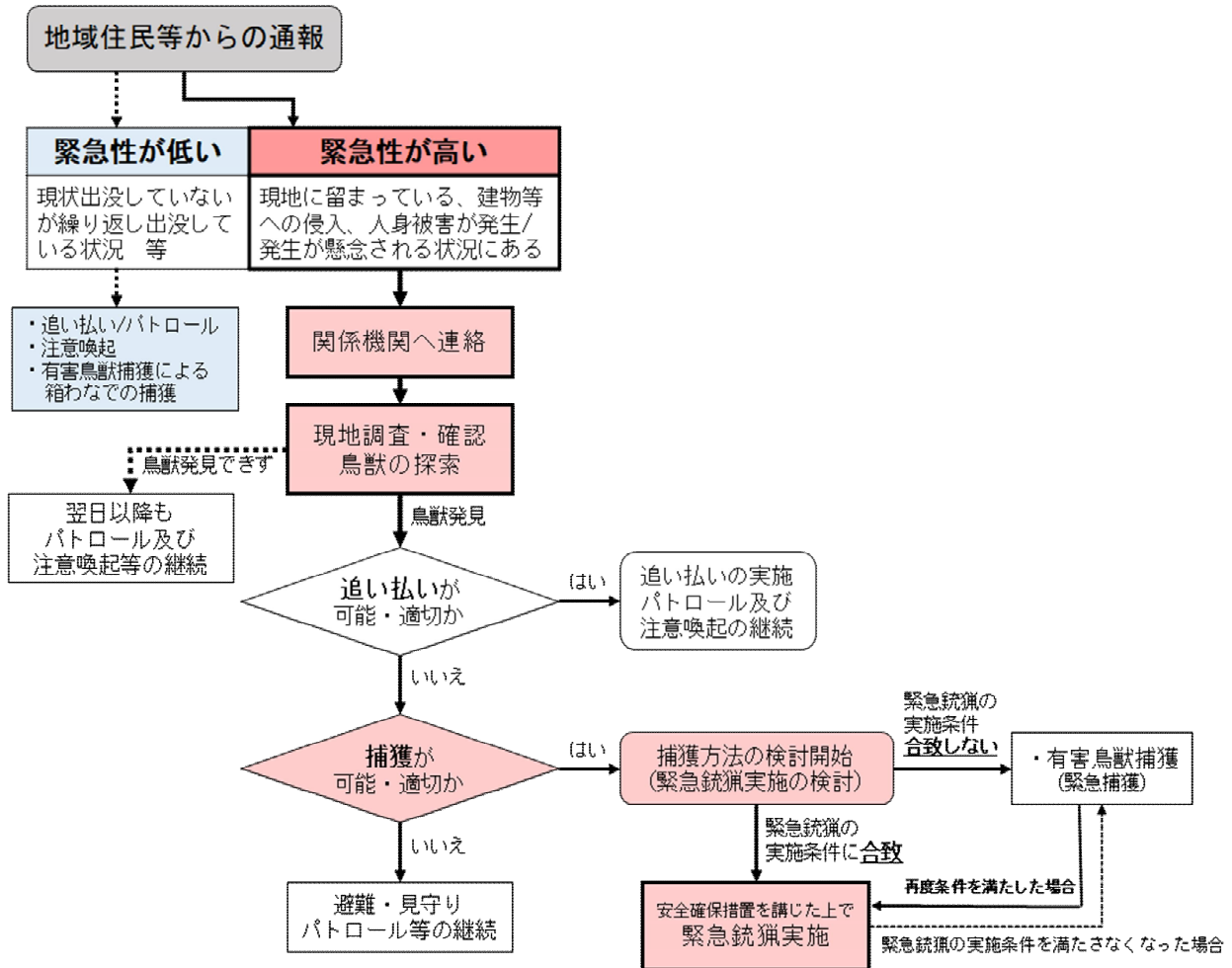
地域住民等からツキノワグマ等の出没の通報を受けた場合、必要な情報を聞き取り状況に応じた対応を検討する。

(緊急銃猟が実施可能となる4つの条件)

人の日常生活圏において、緊急銃猟を実施するためには、以下の①から④の条件をすべて満たす必要がある。

- ①危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入している/侵入のおそれがある。
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある。
- ③銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等が困難
- ④銃猟によって人の生命又は身体に対する危害を及ぼす恐れがない。

図1) 通報から緊急銃猟の実施までの流れ



※やむを得ない緊急の対応については、選択肢として

- ・警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令による捕獲
  - ・刑法第37条第1項に基づく緊急避難による捕獲
- の検討を行う。

(表4) 参考：緊急性の判断

緊急性		
低い	中程度	高い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林での目撃</li> <li>・農地等での<u>単発的な出沒</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地での農作物等被害発生</li> <li>・山林内のキャンプ場、観光施設への出沒</li> <li>・市街地への単発的な出沒</li> <li>・集落周辺での頻繁な出沒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の発生又は発生のおそれがある。</li> <li>・市街地、集落での多発的な目撃</li> <li>・人家、施設への侵入</li> <li>・人家、施設周辺での居座り</li> <li>・錯誤捕獲</li> </ul>
↓	↓	↓
<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起の実施</li> <li>・必要に応じた追い払いやパトロールの実施</li> <li>・有害鳥獣捕獲での捕獲検討(箱わな)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起の実施</li> <li>・必要に応じた追い払いやパトロールの実施</li> <li>・状況に応じ施設利用の一時停止</li> <li>・誘引物対策 (収穫物、残さ、ゴミの除去、適切管理)</li> <li>・侵入防止対策(電気柵)</li> <li>・有害鳥獣捕獲での捕獲検討(箱わな)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起の実施</li> <li>・有害鳥獣捕獲(緊急捕獲)の実施検討</li> <li>・緊急を要する場合は、緊急銃猟の検討</li> <li>・必要に応じた追い払いやパトロールの実施</li> </ul>
<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村公式ホームページやSNS等による目撃情報等の発信</li> <li>・状況に応じ、広報車や防災無線を活用した幅広い周知の実施</li> <li>・緊急銃猟の実施に当たっては、条件の確認及び施設管理者への説明</li> </ul>		

## (2) 通報時の対応

地域住民等から通報があった場合、下記の項目のほか対応に必要な項目を聞き取り、関係機関へ周知する。

聞き取り後、出没場所や出没個体の行動、周辺の状況等を確認した上で、緊急銃猟に該当し得ると判断された場合には、速やかに警察署をはじめとする関係機関に連絡するとともに現場対応を行う者、庁舎に残り緊急銃猟実施の準備を行う者に分かれ、速やかに対応する。

出没場所が商業・観光施設等の人の利用が多い施設である場合には、施設管理者及び捕獲者にも連絡し、対応について調整を行う。

聞き取った情報については、市町村のSNSで情報発信・注意喚起を行うとともに、県自然保護課にも併せて報告を行う。

なお、人身被害が発生している場合は、緊急銃猟の実施に関わらず、警察署、消防署に対して速やかに情報提供を行うこと。

(表5) 目撃情報等の聞き取り事項

項目	内容
通報者/目撃者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名、連絡先</li><li>・他機関への通報の有無</li></ul>
人身被害の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害発生時の状況</li><li>・ケガの有無や程度</li><li>・被害者の状況（わかる範囲で）</li></ul>
出没の種類と発見日時	<ul style="list-style-type: none"><li>・目撃/痕跡の種類</li><li>・痕跡の場合はその種類（足跡、糞等）</li><li>・目撃/痕跡を確認した日時</li></ul>
出没場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・住所や地番、目印等</li><li>・目撃場所周辺の環境（交通状況、周辺での人の往来等）</li><li>・誘引物等の有無</li></ul>
クマの情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・頭数、大きさ</li><li>・目撃時の様子（興奮している、隠れている等）</li><li>・目撃後の行動（木の上でカキを採食、山へ逃げた等）</li></ul>
対策状況 (※目撃場所が通報者の所有地等の場合)	<ul style="list-style-type: none"><li>・出没前後での対応状況（追い払い、誘因物除去等）</li></ul>

(SNS等発信用文章案)

**【ツキノワグマ目撃情報】**

下記のとおり、ツキノワグマが目撃されています。

大変危険ですので、目撃情報のあった地点には近づかないなど、充分注意してください。

- ◆目撃日時 ○月○日 ○時○分頃
- ◆目撃場所 大字○○ ◆丁目◆◆付近
- ◆概要 ツキノワグマ○頭

**【ツキノワグマによる人身被害発生】**

下記のとおり、ツキノワグマ人身被害が発生しています。

大変危険ですので、人身被害が発生している場所には近づかないでください。

- ◆日時 ○月○日 ○時○分頃
- ◆場所 大字○○ ◆丁目◆◆付近
- ◆概要 ○○中の男性/女性がツキノワグマに襲われ、○○を負傷

**(3) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定**

地域住民等からのツキノワグマ等に関する通報内容及び現地の状況により、緊急銃猟の検討・条件の確認を行い、実施の判断をした場合、現場においては役割分担を改めて確認し関係機関と連携を図りながら、安全確保措置として交通規制の実施や住民への周知等を行う。

緊急銃猟の実施に向け、射線の方向を決定する際には臨場している警察官や捕獲者からの助言も踏まえながら、以下の点に留意すること。

- (留意点1) バックストップがあることを確認し、射線方向には屋内外を含め人がいない状態とすること。
- (留意点2) 弾丸が引火物や爆発物に到達するおそれがある場合は、捕獲者等にも危険が伴うことから射線方向を再考すること。埋設ガス管等についても確認を行うこと。

また、交通規制を実施するまでに、規制を行う場所、期間、制限の内容等を防災無線や市町村のSNS、ホームページに掲載し、内容の周知を図らなければならない。

(SNS等発信用文章案)

**【緊急銃猟を実施します】**

令和○年○月○日○時○分頃から、○○市町村内の○○周辺において、出沒したツキノワグマの捕獲等を実施するため通行規制を行います。

ツキノワグマ等により危険が及ぶ可能性があるため、現場付近に近づかないでください。

#### (4) 緊急銃猟の実施

緊急銃猟の実施に当たっては、緊急銃猟を行う捕獲者が要件を満たしているか別紙3「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を用いて最終確認を行い、日時氏名等の署名を求めることとする。（平時より緊急銃猟を実施可能な能力等要件を確認し、緊急銃猟の実施を委託する者を特定しておくことで、有事の際にはチェックリスト等根拠資料に変更がないことを現場で確認する運用が可能と考える。）

町は、捕獲者へ緊急銃猟の実施を委託し、証票を携帯させるほか、現場における留意事項や中止判断時の合図方法などの伝達を確実に行う。

なお、使用する銃種、射撃する角度、射撃するタイミングについては、捕獲者の裁量による。

危険鳥獣の移動等により、緊急銃猟が実施可能となる4つの条件を満たせなくなった場合は、証票を回収する。再度条件を満たし、緊急銃猟の実施が判断された場合には改めて証票を付与すること。

緊急銃猟の実施の流れ及び各段階における役割については、図2（p.15）を参照

#### (5) 緊急銃猟実施後の対応

緊急銃猟の実施後、原状回復まで終了した場合は、町の防災無線、SNS、ホームページにより交通規制の解除や緊急銃猟終了について、周知する。

また、損失が発生したと思われる場合には、被害の状況を記録するとともに、相手方からの請求が必要となるため、速やかに請求するよう依頼する。

また、緊急銃猟の実績について、別紙6の緊急銃猟実施報告様式を用いて、県自然保護課に対して速報を実施日から3日以内、正式報告版を7日以内に提出すること。提出先は、県自然保護課メール（shizen@pref.aomori.lg.jp）とする。

(SNS等発信用文章案)

##### 【緊急銃猟を終了しました】

令和〇年〇月〇日に〇〇市町村〇〇で実施した緊急銃猟は、〇時に捕獲を確認し、すべて終了となりました。

御協力いただきありがとうございます。

引き続き、ツキノワグマの出没にご注意ください。

(表6) 現場における役割分担

役割	対応者 (人数は参考)	内容
捕獲者 (射手)	鳥獣被害対策実施隊から推薦された者 (初弾で危険鳥獣の動きが止まらないことを想定し、複数が望ましい。 発砲順を決めておくこと)	緊急銃猟の実施者 現場判断
捕獲者をサポートする者	鳥獣被害対策実施隊 (捕獲者を除く)	捕獲者のサポート (捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な射手のサポート)
現場指揮者	農林水産課職員 2名	銃猟実施までの意思決定、指示等を担当 ※銃猟実施に至るまでの間、警察、実施隊の助言を受けながら現場を指揮
情報連絡員	農林水産課職員 1名以上	関係機関との連絡調整及び現場指揮者への情報伝達
広報担当者	農林水産課職員 1名以上 総務課職員 1名以上 (広範囲に及ぶ場合は適宜追加)	報道機関対応 公式ホームページ, SNS 掲載、防災無線及び広報車での呼びかけ
記録者	農林水産課職員 1名～	ビデオカメラ等での記録
交通制限係	町職員 (応援課) 2名以上 警察署	道路等における通行制限等
避難誘導係	農林水産課職員 2名～	付近の住民へ避難を呼びかける
地権者等との調整者	農林水産課 1名以上	土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者 (土地の立入りを行う場合) と調整を行う。
原状回復担当者	農林水産課 2名以上	個体処分と原状回復 情報連絡員が主体となって行う。

(図2) 緊急銃猟実施の流れ

